

エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する
諸ガイドラインおよび規程（改定案）

改定箇所：下線部（追加）、見え消し（削除）

2020年9月1日改定

公益財団法人日本環境協会

〔本ガイドラインなどの目的〕

本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク商品類型・認定基準の制改定等における各委員会の所掌事項について、そのガイドラインと手続き・規程を定めるものである。

全般に、ガイドラインなどの内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、ISOタイプI環境ラベル規格（ISO14024、一致規格JIS Q14024）の要求事項や「世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定」（WTO/TBT協定）などの必要事項を補足して、全体として文書化したものである。

この諸ガイドラインおよび規程を改廃する場合は、企画戦略委員会、基準審議委員会、商品分野別基準策定委員会（以下、「基準策定委員会」という）、またはエコマーク事務局の発議に基づき、運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

目 次

ガイドライン

I.商品類型の選定	
I-1.商品類型選定の方針	・・・ 1
I-2.商品類型選定の手順	・・・ 2
II.認定基準の策定	
II-1.認定基準策定の方針	・・・ 4
II-2.認定基準策定の手順	・・・ 6
II-3.認定基準書の記述範囲とその様式	・・・ 8
III.商品類型の見直し	
III-1.商品類型見直しの方針	・・・ 12
III-2.商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順	・・・ 13

ガイドライン

I. 商品類型の選定

I -2.商品類型選定の手順

1. 商品類型の選定

企画戦略委員会は、「I-1.商品類型選定の方針」に合致する新たな商品類型を検討し、選定する。

2. 商品類型提案の募集

エコマーク商品類型の提案は、次の2通りとする。

A. 事務局の提案

B. 供給者、消費者または第三者*からの提案

* 供給者、消費者、第三者の用語は、それぞれISO14024第3.7項の"supplier(first party)", "purchaser(second party)", "third party"の区分に基づく。

- 1) 新しいエコマーク商品類型の提案（以下、新規類型提案）は、供給者、消費者または第三者から募集する。
- 2) 事務局は、年に1回以上、新規類型提案の受付期間を定めて、ホームページなどで提案の募集を行う。

3. 商品類型の選定手順

類型選定の手順は、基本的にISO14024の第6章「6.3製品カテゴリーの選定」の手続きに従う。

新規商品類型の選定は、企画戦略委員会が事務局の提案、および供給者、消費者または第三者から受け付けた新規類型提案を考慮しつつ、「I-1.商品類型選定の方針」の考え方に沿って、以下の手続きにより行う。

1) 企画戦略委員会による検討

企画戦略委員会は、重視すべき環境問題、消費トレンドなどの社会動向を踏まえ、新たな商品類型化の候補を検討する。

2) 企画戦略委員会による情報収集

企画戦略委員会は、提案を受けた内容について情報収集や必要に応じて提案者へのヒアリングを行う。

3) 意見聴取会の開催

企画戦略委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は企画戦略委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他企画戦略委員会で指定した者とする。

4) 企画戦略委員会による選定

企画戦略委員会は、1)～3)の手続きを経て、基準策定委員会の設置を検討する商品類型化候補の絞り込みを行う。基準策定委員会の設置が可能となった時点で、新たな商品類型として選定・公表する。

5) 選定結果の公表・通知

企画戦略委員会の選定結果に基づいて、以下の通り発表する。

①新規商品類型として選定するもの

- ・ 商品類型名および選定理由の概要をエコマークホームページに公表する。
- ・ 事務局より、提案者に選定された旨の通知をする。
- ・ 選定された商品類型は、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、少なくとも6か月に一度、作業計画として、ホームページに和文と英文の両方で公表する。IEC情報センターへの作業計画の存在の通報は、（一財）日本規格協会を通じて行う。
- ・ その後、「II-2認定基準策定の手順」に従い、認定基準策定の手続きに入る。

②新規商品類型として選定しないもの

- ・ 事務局より、提案者へ不選定の旨を通知する。

ガイドライン

II. 認定基準の策定

II-2. 認定基準策定の手順

1. 基準策定委員会の設置

「I-2. 商品類型選定の手順」により選定された新規商品類型、および「III-1. 商品類型見直しの方針」に従い「全面的な改定」が必要と判断された商品類型について、商品分野ごとに基準策定委員会を設置する。なお、予め基準審議委員会の承認を得ることにより、基準策定委員会の設置に代えて、事務局が認定基準案の策定を行えるものとする。

2. 委員選定手順

- 1) 以下の手順に従って、事務局で基準策定委員会委員候補者リストをまとめる。
 - ホームページなどで幅広く企業・団体からの委員の推薦の募集を行う。
 - 事業者関係団体、消費者関係団体（消費者団体、環境NGOなど）からの推薦、紹介を得る。
 - 中立機関の専門家や有識者（大学の先生、研究者など）などを事務局が推薦する。
- 2) 公益財団法人日本環境協会理事長は、上記1)の候補者リストをもとに、基準策定委員会の運営に必要な人選を行って委嘱する。委員は~~3名以上をもって構成し~~、商品類型に関する供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者が、それぞれ1名以上含まれるなかから、3名以上をもって構成しなければならない。認定基準案作成にかかわる委員名は、非公表とする。

3. 認定基準案の策定

認定基準案は、「II-1. 認定基準策定の方針」に従って基準策定委員会で策定する。

- 1) 事務局は、新規商品類型の認定基準案策定に先立ち、基準案策定の方向性や重視すべき環境評価項目などについて、ホームページなどでの意見募集や、消費者関係団体等からの意見聴取を行う。
- 2) 基準策定委員会は認定基準案の策定にあたって、上記1)の結果に十分配慮するものとする。
- 3) 基準審議委員会の承認を得て事務局が認定基準案を策定する場合、事務局は、関係者へのヒアリングや調査等を通じて、幅広く意見や情報を収集する。

4. 認定基準案の公表・意見受付手順

4.1 認定基準案公表に関する手順

- 1) 基準策定委員会は、策定した認定基準案を基準審議委員会に諮問する。
- 2) 基準審議委員会は、認定基準案を専門的見地から審議する。認定基準案は、基準審議委員会の審議を経て公表する。このとき、基準審議委員会は基準策定委員会に認定基準案の再検討を求めることができる。
- 3) 当該認定基準案の策定にあたった基準策定委員は基準審議委員会に出席し、認定基準案について意見を述べるものとする。
- 4) 2)で認定基準案の再検討が求められた場合、当該認定基準案は基準策定委員会の再検討を経て公表する。
- 5) 基準審議委員会の承認を得て事務局が認定基準案を策定する場合も、上記1)～4)

の手順に準じる。

4.2 事務局による認定基準案の公表

- 1) 基準審議委員会および基準策定委員会の審議結果に基づき、事務局が認定基準案をエコマークホームページに和文と英文の両方で公表する。
- 2) 「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、上記1)の公表日までに、商品類型名、認定基準案の概要、意見の受付期間および国際規格との差異をホームページに和文と英文の両方で公表する。

4.3 意見受付

- 1) 上記4.2 1)の認定基準案の公表に対し、表示期限内（30日間を確保する）の意見提出を、郵送またはFAXなどの文書により受け付ける。

意見提出に際しては、以下の所要事項を記入したもののみを受け付ける。また、意見は日本語によるものとする。

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ FAX
- ・ 電子メールアドレス
- ・ 職業
- ・ 意見を述べるエコマーク商品類型名
- ・ 上記認定基準案への意見

- 2) 上記4.2 2)の認定基準案の公表に対し、WTO加盟国からの意見を受け付ける（60日間を確保する）。

5. 意見による公表案の修正

- 1) 寄せられた意見をもとに当該認定基準案の策定にあたった基準策定委員会と事務局で認定基準書修正案および意見回答書案を作成する。
- 2) 基準策定委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は基準策定委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他基準策定委員会で指定した者とする。

6. 認定基準書の制定

- 1) 基準策定委員会の審議を経て、公益財団法人日本環境協会が認定基準書を制定する。ただし、公表案から認定基準の大幅な変更があった場合には、基準審議委員会の再審議を経るものとする。
- 2) 事務局による認定基準書の制定に関する公表などは、以下のとおりとする。
 1. エコマークニュースおよびホームページに新しい商品類型認定基準書の制定を公表する。制定した認定基準書は、ホームページに和文と英文の両方で公表する。
 2. 基準策定委員会の審議結果に従って、ホームページ上で意見概要およびその回答書を公表する(意見者の氏名などは非公表)。
 3. 制定した認定基準書は、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、少なくとも6か月に一度、作業計画として、ホームページに

和文と英文の両方で公表する。IEC情報センターへの作業計画の存在の通報は、
(一財) 日本規格協会を通じて行う。